

写真(ビデオ)撮影運用細則

熊本県中学校総合体育大会の選手撮影を行う写真(ビデオ)業者は熊本県中学校体育連盟の個人情報保護方針に従うと共に、下記に掲げる事項を確認し、了解のもとに撮影販売すること。

- ①写真業者とは、熊本県中学校総合体育大会参加選手を撮影し、営利を目的として選手・チームに販売をする者をいう。
- ②写真業者は、熊本県中学校体育連盟の許可を取らなければ撮影をすることはできない。
- ③運用細則に違反した業者は、即、撮影を停止させるとともに、次年度の撮影許可は与えない。
- ④写真業者は、熊本県中学校体育連盟が定める期間内に写真撮影に関する手続きを完了しないとその年度の大会撮影は許可されない。
- ⑤撮影用ビブスを着用していない写真業者、報道関係カメラマン、スポーツ雑誌カメラマンの撮影は許可しない。
- ⑥一つの競技に多数の写真業者が撮影許可を申し込み、大会運営に支障をきたしかねない場合は、最終的に熊本県中学校体育連盟・競技専門部長と協議し撮影人数を制限する。
- ⑦「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」が整備されていない写真業者は、撮影許可を与えない。
- ⑧インターネットの販売については、許可しない。許可無しにインターネット販売を行った業者は次年度より熊本県中学校総合体育大会の撮影は許可しない。また、写真撮影についても公序良俗に反した行為をした写真業者も次年度からの撮影は許可されない。
- ⑨熊本県中学校総合体育大会における肖像権は、熊本県中学校体育連盟が一切を保有する。